

山梨県個人情報保護審議会運営要領新旧対照表（案）

新	旧	備 考
<p>（審議会に必要な資料の事前整備）</p> <p>第2条 会長は、審議会の審議を円滑に行うため、審議のために必要となる資料を山梨県総務部行政経営管理課長（以下「行政経営管理課長」という。）に事前に整備させるものとする。</p> <p>（審査請求に係る審議に必要な事項の事前調査）</p> <p>第3条 会長は、条例第59条第1項第2号の規定による審査請求に係る審議のための資料の整備に関し必要があるときは、次に掲げる調査を行うものとする。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）前号の規定により提出のあった不開示等理由説明書の写しを審査請求人に送付し、相当の期間を定めて、不開示等理由説明書に対する意見書の提出を求めること。</p> <p>（3）略</p> <p>2 略</p> <p>（審議会の開催準備）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 会長は、審議のため必要と認めるときは、職権又は申出により実施機関の職員、<u>審査請求人</u>、請求者</p>	<p>（審議会に必要な資料の事前整備）</p> <p>第2条 会長は、審議会の審議を円滑に行うため、審議のために必要となる資料を山梨県総務部私学文書課長（以下「私学文書課長」という。）に事前に整備させるものとする。</p> <p>（不服申立てに係る審議に必要な事項の事前調査）</p> <p>第3条 会長は、条例第59条第1項第2号の規定による不服申立てに係る審議のための資料の整備に関し必要があるときは、次に掲げる調査を行うものとする。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）前号の規定により提出のあった不開示等理由説明書の写しを不服申立人に送付し、相当の期間を定めて、不開示等理由説明書に対する意見書の提出を求めること。</p> <p>（3）略</p> <p>2 略</p> <p>（審議会の開催準備）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 会長は、審議のため必要と認めるときは、職権又は申出により実施機関の職員、<u>不服申立人</u>、請求者</p>	<p>組織名称の変更に伴う改正</p> <p>山梨県個人情報保護条例中関係規定の改正に伴う文言の改正（行政不服審査法の改正に伴うもの）</p> <p>山梨県個人情報保護条例</p>



<p>( 議事録の作成 )</p> <p>第 1 4 条 略</p> <p>3 <u>審査請求</u> に係る審議の議事録及び審議資料は公開しない。ただし、審議会が特に必要と認めたときは、この限りでない。</p>	<p>( 議事録の作成 )</p> <p>第 1 4 条 略</p> <p>3 <u>不服申立て</u> に係る審議の議事録及び審議資料は公開しない。ただし、審議会が特に必要と認めたときは、この限りでない。</p>	<p>山梨県個人情報保護条例 中関係規定の改正に伴う 文言の改正 ( 行政不服審 査法の改正に伴うもの )</p>
--	---	---

山梨県個人情報保護審議会傍聴要領新旧対照表（案）

新	旧	備 考
<p>（趣旨） 第1条 この要領は、山梨県個人情報保護審議会の会議（<u>審査請求</u>に係る調査審議の手続を除く。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（傍聴者の決定等） 第2条 傍聴定員は、会議の都度、<u>行政経営管理課長</u>が会議室の収容人員等を考慮して定める。</p>	<p>（趣旨） 第1条 この要領は、山梨県個人情報保護審議会の会議（<u>不服申立て</u>に係る調査審議の手続を除く。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（傍聴者の決定等） 第2条 傍聴定員は、会議の都度、<u>私学文書課長</u>が会議室の収容人員等を考慮して定める。</p>	<p>山梨県個人情報保護条例中関係規定の改正に伴う文言の改正（行政不服審査法の改正に伴うもの）</p> <p>組織名称の変更に伴う改正</p>